

令和4年川辺町議会第4回定例会

令和4年12月6日(火)午前9時00分開会

議事日程(第1号)

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 (報告第 4号) | 専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》 |
| 日程第 5 (同意第 3号) | 川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
る件 |
| 日程第 6 (議案第39号) | 川辺町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消
しについて |
| 日程第 7 (議案第40号) | 指定管理者の指定について(やすらぎの家) |
| 日程第 8 (議案第41号) | 指定管理者の指定について(川辺町第3こども園) |
| 日程第 9 (議案第42号) | 指定管理者の指定について(川辺町児童館) |
| 日程第10 (議案第43号) | 町道の路線認定について |
| 日程第11 (議案第44号) | 町道の路線変更について |
| 日程第12 (議案第45号) | 川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第13 (議案第46号) | 川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例 |
| 日程第14 (議案第47号) | 川辺町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 (議案第48号) | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例 |
| 日程第16 (議案第49号) | 川辺町個人情報保護法施行条例の制定 |
| 日程第17 (議案第50号) | 川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例等の一部を
改正する条例 |
| 日程第18 (議案第51号) | 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第19 (議案第52号) | 川辺町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 (議案第53号) | 川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 (議案第54号) | 令和4年度川辺町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第22 (議案第55号) | 令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第23 (議案第56号) | 令和4年度川辺町水道事業会計補正予算(第4号) |
| 日程第24 (議案第57号) | 令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号) |

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議 長 佐伯 雄幸

副議長 櫻井 芳男

1 番 石原 利春

3 番 瀬尾 俊春 4 番 市原 敬夫 7 番 古川 政久
8 番 平岡 正男 9 番 井戸 三兼

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参 事	白村 茂	総務課長	井上 健
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	重本 佳明
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	竹内 康人
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前 9時00分)

◎議長（佐伯雄幸君） 皆さん、おはようございます。令和4年川辺町議会第4回定例会が招集され、ご案内を申しあげましたところ、本日の出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただいまから、第4回川辺町議会定例会を開会します。

それでは本日の会議を開きます。初めに、注意事項を申し上げます。新型コロナウイルス感染症防止対策として、飛沫防止のため、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、必要に応じて適宜休憩を設ける場合がありますので、皆様のご協力をお願いします。

招集者の町長から挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏） 本日ここに、令和4年川辺町議会第4回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスの動向でございます。現在、全国的に感染が拡大しており、特に北海道、東北などの寒冷地での感染が顕著となっております。新型コロナウイルスの感染拡大は既に流行の第8波に入っており、特徴の1つとして感染者数の拡大が緩やかであるということが挙げられます。増え始めた時期の新規感染者数は第7波より第8波の方が多く、以前はそこから急速に広がるケースもありましたが、今回は緩やかに拡大しております。その要因としましては、第7波で感染した人が多かったことと、ワクチン接種が進み、免疫のある人が増えていることが挙げられます。また、厚生労働省における新

型コロナウイルスの飲み薬の緊急承認や、感染症法の類型を季節性インフルエンザ並みの「5類」への引き下げが検討されるなど、新たな動きが続いております。岐阜県内でも10月中旬以降、新規陽性者数が再び増加に転じており、10歳未満、10代の若者の陽性者が多く確認されているほか、直近では、高齢者層の陽性者が増加傾向にあります。川辺町の状況に目を向けてみますと、11月9日頃から新規陽性者が増加傾向にあり、11月15日には町として過去最多の44人の感染者の発表がありました。東小学校の学校閉鎖や高齢者施設でのクラスターの発生などもあり、その後も毎日のように感染確認が続いております。本格的な冬を迎えるにあたっては、気温が下がり、換気が不十分になりがちな室内に人が留まりやすいこと、湿度の低下に連動し、空気中を漂う飛沫が増えることにより、エアロゾル感染が起りやすくなってまいります。これは、過去2年の感染拡大の状況からも明らかでございます。更に、新しい変異株への置き換えりや、年末年始の接触機会の増加、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行などが懸念されております。このような状況を踏まえ、町民の皆様には、適切なマスク着用・手指衛生・こまめな換気などの基本的な感染防止対策の徹底のほか、ワクチン接種の検討、大人数での会食への参加を慎重に検討していただくなど、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

次に、国内の経済動向についてです。内閣府が先月24日に発表しました月例経済報告によれば「景気は緩やかに持ち直しているが、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」と指摘しています。また、燃料・資源価格の高騰、円安などに起因する物価高騰が続いており、総務省が先月発表した令和4年10月分の消費者物価指数によりますと、総合指数は前年同月比で3.7%の上昇となっております。生鮮食品で前年同月比8.1%の上昇、光熱・水道で前年同月比14.6%の上昇となっております。また新聞報道によりますと、消費者向け事業を手がける主要企業80社を対象としたアンケートの結果、23%の企業が来年の値上げを検討していると回答したとされ、約半数の企業が未定としており、値上げの可能性を否定しなかったとのこと。このことから物価高騰が来年も続くことが予想され、今後も町民や事業者の皆様には多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況も踏まえ、町の対応としまして10月の臨時議会でお認めいただいた補正予算にて、全世帯への水道基本料金や学校給食費の4か月間無償化をはじめ、住民税非課税世帯の皆さまへの「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、0歳から高校生相当までのお子様がいる、子育て世帯への「子育て世帯負担軽減給付金」など、物価高騰対策に係る諸事業に取り組んでいるところでございます。給付金の対象となる皆さまには順次ご案内をお送りさせていただいておりますが、お手続きが必要な場合もございますので、案内をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、担当部署までお気軽にお問い合わせください。また、物価高騰に直面している家計の支援と、飲食業、小売業などの支援のため、全町民の皆様を対象とし8月に発送した「川辺つながる商品券」の使用期限が12月31日と迫ってきております。まだお手元にお持ちの方は期限までにご使用いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰など暗い話題が多い一方で、今月3日の夜に飛騨川で花火が打ち上げられました。コロナ禍を踏まえ、短時間の打ち上げ花火とし、川

辺町商工会、川辺町商工会青年部との共催という形で実施したサプライズ花火でございました。夜空に咲く大輪の花は、町民の皆様の一時の癒しになったことと存じます。

花火の起源は悪疫退散祈願とも言われております。新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く終息することを切に願うばかりです。

最後に現在、編成作業を行っている令和5年度予算についてです。「第5次総合計画後期基本計画」は令和4年度が5年の計画期間のちょうど中間年となり、折り返しのタイミングでございます。これまでも第5次総合計画を意識した取組みを推進して参りましたが、残り2年となった後期基本計画を着実に推進できるよう、改めて6本の柱でございます「美しく安らぎのあるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「みんなで学び合うまちづくり」「快適に暮らすことができるまちづくり」「新たな活力をおこすまちづくり」「共に考え行動するまちづくり」を念頭に、予算編成を進めて参ります。

また「川辺町第7次行政改革大綱」に基づき、これまでの行政改革の成果を生かしながら、社会情勢の変化にも対応し、限られた財源と人材で各種課題に対応して参ります。

コロナ禍で先を見通すことが難しい状況ではありますが、ワクチン接種の進展による経済活動の再開も見据え、今後の町民生活や経済活動に及ぼす影響を最小化できるよう、創意工夫を持って職員一丸となって取り組んで参りますので、引き続き皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、報告案件1件、人事案件1件、条例案件9件、補正予算案件4件、その他案件6件の計21案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号5番 櫻井芳男君及び7番 古川政久君の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月28日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月16日までの11日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2 第3項の規定により、お手元に配付のとおり、「令和2年9月21日 川監第18号」、「令和4年10月21日、川監第21号」、「令和4年11月21日、川監第24号」の例月出納検査の結果報告と、「令和4年11月24日、川監第25号」の定期監査の結果報告と、令和4年11月24日 川監第26号」の財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので適宜閲覧してください。

次に、本日まで受理した請願が1件ありましたので、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり総務委員会に付託しましたので報告します。これで諸般の報告は終わります。

日程第4 報告第4「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」を議題といたします。本件について、説明を求めます。健康福祉課長 横田博生君。

◎健康福祉課長（横田博生君） 報告第4号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」について説明

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第4号は終了しました。

日程第5 同意第3「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第3号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法及び川辺町固定資産評価審査委員会条例に基づき、3名の委員の方々に職務に当たっていただいております。

そのうちのお一人でございます岩井恭子氏におかれましては、令和5年2月7日をもって任期が満了となります。岩井恭子氏は委員として誠に適任であり、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。なお任期につきましては、令和8年2月7日まででございます。

以上よろしく御審議の上、同氏の選任について御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第39号「川辺町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第39号「川辺町の特定の事務を取り合う取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて」御説明いたします。

川辺麻生郵便局でこれまで行われてきた戸籍住民票、印鑑証明などの諸証明の発行事務を終了することに伴い、発行取り扱わせていた川辺麻生郵便局について、町の特定の事務を取り扱わせる郵便局としての指定を取り消したく、地方公共団体の特定の事務の郵便局

における取り扱いに関する法律第3条第5項の規定により、議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第39号につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号につきましては、総務委員会に託して審査することに決定いたしました。

日程第7 議案第40号「指定管理者の指定について（やすらぎの家）」、日程第8 議案第40号「指定管理者の指定について（川辺町第3こども園）」、日程第9 議案第42号「指定管理者の指定について（川辺町児童館）」の3議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第40号から議案第42号までの「指定管理者の指定について」を一括して御説明いたします。

本件につきましては、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となる施設につきまして、川辺町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

なお、議案第40号のやすらぎの家につきましては、社会福祉法人川辺町社会福祉協議会を指定管理者とし、議案第41号の川辺町第3こども園及び議案第42号の川辺町児童館につきましては、社会福祉法人上米田福祉会を指定管理者とし、いずれの施設につきましても、指定期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日としております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号から議案第42号の3議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第42号までの3議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第43号「町道の路線認定について」、日程第11 議案第44号「町道の路線変更について」の2議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第43号「町道の路線認定について」及び議案第44号「町道の路線変更について」、併せて御説明いたします。

議案第43号「町道の路線認定について」は、2路線の町道認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により、議決をお願いするものでございます。

一つ目の西栃井東光寺5号線につきましては、都市計画法第32条に基づき協議を行った西栃井地内の宅地分譲開発により築造される道路について、道路法により管理するため、町道認定するものでございます。

二つ目の西屋敷3号線につきましては、比久見地内の、現在、一般交通の用に供していく道路について、用地買収が完了したことにより、共同認定するものでございます。

議案第44号「町道の路線変更について」は、下川辺地内、中島6号線につきまして、現在、一般交通の用に寄与している道路について、終点の位置を変更するものであり、道路法第10条第2項の規定により、町道路線の変更について議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第43号及び、議案第44号の2議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号及び議案第44号議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案45号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、日程第13 議案第46号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、日程第14 議案第47号「川辺町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第10 議案第48号「地方公務員法の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、日程第16 議案第49号「川辺町個人情報保護施行条例の制定」、日程第17 議案第50号「川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例等の一部を改正する条例」、日程18 議案第51号「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」、日程第19 議案第52号「川辺町印鑑条例の一部を改正する条例」、日程第50 議案第53号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」の9議案を一括議題といたします。

本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第45号から議案第53号までを一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第45号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本庁の職員の給与制度は、国家公務員に準じており、令和4年度人事院の給与勧告に従い、関係する条例等の一部改正を行うものでございます。一般の職員につきましては、初任給及び若年層の給料月額引き上げと勤勉手当を0.1月分引き上げ、期末勤勉手当として年間4.4月分とするものでございます。

また、議会議員の皆様と町長及び教育長の期末手当につきましても、一般職員と同様に0.1月分の引き上げを行い、年間4.4月分とするものでございます。

次に、議案第46号「号川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、職員の給与に準拠している会計年度任用職員の給与について、職員の給与改定に合わせて改定を行うため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第47号「川辺町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年年齢が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、町職員の定年を上げるとともに、管理監督職勤務受勤務上限年齢制や、定年前再任用短時間勤務制などを導入するため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第48号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、定年年齢の引き上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、条例の整備を行うもので、関係する9つの町条例の一部を改正し、一つの町条例を廃止するものでございます。

次に議案第49号「川辺町個人情報保護法施行条例の制定」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして、適用されることとなったため、従来の川辺町個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に関し、条例で定めることが許容されている事項について、川辺町個人情報保護法施行条例を制定し、規定するものでございます。

次に、議案第50号「川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正、川辺町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、関係する4つの条例について、委員様の規程等一部改正するものでございます。

次に、議案第51号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、金融機関より、令和5年4月以降の窓口収納事務について、延滞金督促手数料の確認事務の廃止の要望書が提出され、当町の事務処理内容を精査した結果、督促手数料の徴収における事務及び経費が過大となることが判明したことから、費用対効果や、事務効率化等を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止するため、関係する7つの条例につきまして、一部改正するものでございます。

次に議案第52号「川辺町印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、令和5年3月12日開始予定の諸証明等のコンビニ交付において、印鑑登録証明書発行の際に、印鑑登録証の提示を不要とし、マイナンバーカードで発行できるように改正するとともに、庁舎窓口においても、印鑑登録証の提示がなくとも、本人確認ができれば発行できるよう、町条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第53号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、町立小学校の統合に係る開設までの検討事項を審議するための町教育委員会の附属機関として、川辺町小学校統合建設準備委員会を設置するため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上9議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案45号から、議案第53号の9議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第53号までの9議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第54号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」、日程第22 議案第55号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第23 議案第56号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）」、日程第24 議案第57号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」の4議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第54号から議案第57号まで、各会計の補正予算案件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第54号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、既定の予算額に159万円を追加し、予算総額を56億6974万3千円とするものでございます。

あわせて、繰越明許費補正では、戸籍電算システム情報連携回収業務、中川辺駅西広場及び大北前線詳細設計業務、防災行政無線設備機器修繕を追加し、地方債補正では樫鳥排水路改修事業、雌鳥排水路改修事業の追加、臨時財政対策債庁舎照明設備LED化改修事業の起債限度額を変更するものでございます。

主な補正内容は、歳入では、普通交付税の確定による当初予算との差額2999万3千円を増額。ふるさと川辺応援寄付金の受け入れ見込み額が当初予算から減少する見込みとなり、当初予算との差額6千万円を減額させていただくものでございます。

また、令和3年度のふるさと川辺応援寄付金2億2249万2千円を寄付者の意向に沿う各事業へ財源充当しております。

歳出では、電気料金の高騰による不足する公共施設の電気料金1984万4千円を増額するほか、予算不足が見込まれる福祉医療費助成事業、障害者総合支援事業、川辺町定住促進助成金などについて増額し、ふるさと川辺応援寄付者への返礼に係る事業費、中川辺駅西地区周辺整備事業用地取得費などを減額させていただくものでございます。

また、職員給与の改定に伴う人件費の増額、退職や異動等に伴う人件費の減額等も計上しております。

なお今回の補正で生じた財源の余剰分につきましては、小学校建設基金へ積み立てることといたしました。

次に、議案第55号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額に、5176万円を追加し、予算総額を9億7034万6千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、給与改定に伴う人件費の増額、介護サービス給付費等の決算見込みにより、不足が見込まれる事業費を増額するものでございます。

なお、歳入につきましては、歳出における介護サービス給付費等の増額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を政令で定める負担割合に応じて、それぞれ増額の計上をさせていただいております。

なお、財源の不足分につきましては、介護給付費準備基金繰入金、繰越金の増額で対応させていただいております。

次に議案第56号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、収益的収入及び支出で2万5千円、資本的収入及び支出で18万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、給与改定に伴う人件費について補正するものでございます。

最後に、議案第57号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、収益的収入で408万2千円、収益的支出で451万8千円、資本的収入及び支出で18万2千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、給与改定に伴う人件費のほか、真空式下水道施設の修繕など、新たな財政需要に伴う事業費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号から議案第57号の4議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第57号までの4議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、12月7日から12月15日までの9日間を休会としたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、12月7日から12月15日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回は12月16日金曜日、午前9時から再開したいと思います。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦労様でございました。

（閉会 午前 時 分）

令和4年川辺町議会第4回定例会

令和4年12月16日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- 日程第1 一般質問
- 日程第2(議案第39号) 川辺町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
- 日程第3(議案第40号) 指定管理者の指定について(やすらぎの家)
- 日程第4(議案第41号) 指定管理者の指定について(川辺町第3こども園)
- 日程第5(議案第42号) 指定管理者の指定について(川辺町児童館)
- 日程第6(議案第43号) 町道の路線認定について
- 日程第7(議案第44号) 町道の路線変更について
- 日程第8(議案第45号) 川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第9(議案第46号) 川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10(議案第47号) 川辺町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11(議案第48号) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第12(議案第49号) 川辺町個人情報保護法施行条例の制定
- 日程第13(議案第50号) 川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14(議案第51号) 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15(議案第52号) 川辺町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第16(議案第53号) 川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第17(議案第54号) 令和4年度川辺町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第18(議案第55号) 令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19(議案第56号) 令和4年度川辺町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第20(議案第57号) 令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第21(請願第1号) 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書
- 追加日程第1(報告第5号) 専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》
- 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 佐伯 雄幸

副議長 櫻井 芳男

1番 石原 利春

3 番 瀬尾 俊春 4 番 市原 敬夫 7 番 古川 政久
8 番 平岡 正男 9 番 井戸 三兼

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参 事	白村 茂	総務課長	井上 健
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	重本 佳明
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	竹内 康人
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前9時00分)

◎議長(佐伯雄幸君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、一般質問議案に対する討論採決となっております。

初めに、注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症防止対策として、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため必要に応じ、適宜休憩を設けますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一问一等方式で行います。発言時間は答弁を含めて、原則1議員1時間以内といたします。また、一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。また、発言者はマスクを取っても構いません。それでは一般質問を始めます。議席番号9番 井戸三兼君。

◎9番(井戸三兼君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

中川辺駅西地区開発整備事業についての質問でございます。中川辺駅西地区は、住宅地化してきておりますが、狭い道路やJR乗降客に不便をかけているのが実情です。そこで、令和5年度から7年度にかけて、駅西地区整備事業として計画されてきました。平成30年9月の第3回定例会に質問したことが、ようやく動き出したと喜んでおります。この事業については、賛成の立場ですけれども次の2点についてお尋ねいたします。

まず第1に、最初に示された計画案より、広場やモータープールなどを備える計画案が示され、拡大した計画となっておりまして。そうしますと、資金が大幅にアップするわけですが、国土交通省との何回かの折衝で、資金的な目途が立ったのでしょうか。町長にお尋ねします。

2番目。駅西開発の目的は3つあると考えます。まず第1に、駅に来るための道路事情を改善すること。第2に、西側に改札口を作ること、乗降を便利にすること。第3に、跨線橋を作って、駅西とそこへのアクセス道路の拡幅、西側駅舎、跨線橋これは自転車でも通れる跨線橋をというような目的で達せられると思います。

なぜ多額の費用をかけて、ほとんど使われない広場が作られるのか、意図がわかりません。基盤整備課長にお尋ねします。

◎町長（佐藤光宏君） はい。お答えします。

駅西地区インフラ整備については、川辺町が近郊都市のベッドタウンとして、大きく成長していくためのスタート地点だと考えています。2年や3年で完結するものではなく、今後10年、20年、こつこつと努力を積み重ね、将来の川辺町発展の礎を築く重要なプロジェクトであります。

そして、中川辺駅西駅舎、駅西広場、跨線橋建設はその皮切りにしか過ぎません。もちろん資金調達があってこそこの事業であることは重々理解していますが、これから始まる壮大なロマンに是非とも酌みしていただきたいとお願い申し上げます。

さて、基盤整備課職員は2回上京して、国の関係職員と会議の機会をいただきました。1回目の状況には私も同行し、前国交副大臣の渡辺猛之参議院議員、財務大臣政務官の金子俊平衆議院議員に、今回の計画について御説明申し上げました。

渡辺先生がすぐに動いてくださり、国交省の担当職員7人との会議がその日のうちに決定しました。会議当日は、職員が上京して、国交省担当に説明し、アドバイスを求めました。渡辺事務所の榊原秘書が、会議室での陳情は初めての経験だとおっしゃいましたが、私自身も過去経験がありません。様々のご提案をいただき、それらについて精査するとともに、機会あるごとに、国交省、国交省中部地方整備局、県庁、県土木整備部の担当者と話し合いを持ちたいと考えております。

議員皆様の格段の御支援御協力をお願い申し上げます。以上です。

◎基盤整備課長（渡邊明弘君） それでは、井戸議員からのご質問のありました、中川辺駅西地区の整備目的についてお答えいたします。

議員ご指摘の通り、整備目的の一つ目は、周辺道路の整備でございます。本地区は、全体的に道幅が狭く、緊急車両等の通行に支障があること。また、県道美濃川辺線は、第1梶田街道踏切の高低差及び、道幅の狭い区間があることから、特に通学する児童生徒と、通勤時間体の車両の通行が重なり、その危険性が指摘されております。この状況を改善するため、安全に通行できる道路を整備いたします。

二つ目は、駅西側改札口の整備でございます。現在の改札口は、東側のため、駅西側にお住まいの皆様は、駅東側へ迂回が必要です。駅利用者の利便性の向上のため、駅西側に改札口を整備いたします。

三つ目は、駅の東西を地域住民はもちろんのこと、軽登山等に訪れる方々が、東にはダム湖や、米田富士、西には八坂山、鬼飛山、山楠公園といった観光資源の回遊性の向上を図るため、人道跨線橋を整備いたします。

そしてもう一つは、定住の促進を目的として、中川駅に隣接という立地条件を生かした広場の整備です。駅西側の地域は、国道41号線、美濃加茂バイパス鹿塩インターの開通などにより、住宅が増加しており、現在も民間による住宅地開発が進められております。住宅地開発の推進、また、周辺住民の賑わい、交流の場や災害発生時の一時避難所としての利用など、広場の整備は、定住の促進に当たり、好条件になるものと考えております。この駅西広場の整備により、歩行者及び車両が安全に通行できる道路整備と、将来にも広がりのある生活をイメージしていただけるような住環境づくりを目指して参ります。

この事業は、多額の事業費が見込まれる中で、道路につきましては、国の社会資本整備総合交付金を、駅西広場などの交流施設につきましては、岐阜県清流の国寄付推進補助金などを視野に入れ、有効に活用し、事業の早期完了に努めて参ります。

本事業の推進に当たりましては、議員皆様方の格別なる御理解、御ご協力が必要となります。その点につきまして、切にお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎9番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 再質問を許可します。

◎9番（井戸三兼君） 町長は10月4日の1回目の上京の際には、自身が基盤整備課職員とともに赴かれ、2回目、10月13日には、基盤整備課長、職員に任せておられます。これは紹介して下さった渡辺議員に対して失礼ではありませんか。

何の所用があったかは存じませんが、国の関係省庁職員7名が、詳しく聞くという肝心な時に、熱弁を振るってどうしても必要な事業であること、そのための資金がないこと、説かなければ、トップの熱意が感じられず、ありきたりの回答になってしまうと思われま

す。この計画は、壮大なロマンでも何でもありません。川辺町として川辺町の発展のためにやらなければならない事業であります。川辺町民が困っていることは、万難を排してやらなければならないと思います。何が何でも、親の死に目に会えなくても、行くべきだったと思えますが、いかに考えられていますか。

また、機会あるごとに話し合いを持ちたいと言われておりますが、機会は自ら作るものです。次はいつ上京するおつもりですか、お尋ねします。

◎町長（佐藤光宏君） ただいまの御質問は、若干感情的になっておられるような気がいたします。

私の役目は、このプロジェクトを進めていく、それはもう間違いないことございまして、駅西地区が壮大なロマンと申し上げましたのは、川辺町の歴史を考えても、飛騨川の右岸左岸のそれぞれの整備がこれまで進んで参りましたが、右岸の方、つまり石神、中川辺、下川辺、西栃井、右岸の方の整備は、かなりのスピードで進んで参りましたが、左岸の方は、最近になって比久見地区が、特に住宅地として、多くの家屋が建っております。そして右岸地区を見てみますと、JR高山線を挟んで、西側の、ちょっとやかましいですよ。外野。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長。感情的ならんようにです。

◎町長（佐伯雄幸君） はい。

◎議長（佐伯雄幸君） 私から言います。

◎町長（佐藤光宏君） はい。

◎議長（佐伯雄幸君） はい、傍聴人は静かにしてください。議長の耳まで届くぐらいのことやで、すいませんが、ともかく、言語は慎んでください。お願いします。続けてください。

◎町長（佐藤光宏君） はい。JR西側の地区、大北、能田、下石神、上石神、上川辺と続くこの地域の発展が、東側の地域に比べて若干遅れているような感じがいたします。特に農地としては、かなり進んだ農地がたくさんございますけれども、その中に家が1軒、2軒とスプロール化して、建てられておるといようなことで、ここにまず道路を整備して、そうして、新しい新築の家が建ちますように整備をなすと。その事業については、これは私としては1年や2年で当然できることではない。今後、このプロジェクトを進めていくにあたりまして、これまで、例えば、東側の中川辺の住宅密集地、ここに、対比するような大きなまちを作っていくたいという希望です。ロマンです。夢です。

これはこれまで、先人たちがかかかって築かれたこの川辺町という町に、さらに大きなインパクトを立てるための第一歩にすぎません。まず西側に駅舎を作って改札口を作る。これが皮切り、スタート地点であります。スタート地点に過ぎません。ここから事業が始まっていきます。

財政規模も事業規模もわからないけれども、西側に大きな住宅地を作っていくたいというのが私の今回の考えでございます。

それから上京についてかなりしつこく御質問ありましたけれども、1回目は渡辺先生、金子先生にこちらの考え、プロジェクトを御説明申し上げまして、さらに詳しい説明を求めました。もちろん、先生方自身はその場でその説明をお受けになりましたけれども、詳しいことについては担当職員から後日というお話がございまして、そして、後日、説明の場が設けられたわけでございます。

この場で話し合われたことは、こちらから、プロジェクトの内容について御説明を申し上げ、それについて何か適切な適当な補助金はないものかという説明がございました。先ほど基盤整備課長が答弁をした通りでございます。

渡辺先生に対して失礼ではないかということでございますけれども、私としてもいろいろ自身の仕事はございますし、基盤整備課長からは、分厚い分厚い報告書が私の方に届いております。これに従いまして、今後、国交省、或いは名古屋の中部地方整備局、県庁の県土整備部、そこいらと密接に連絡を取り合いつつ、その資金とか、今後の事業の進め方について考えて参りたいと思っております。私からは以上です。

◎9番（佐伯雄幸君） 議長、再再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 会議規則第54条、ただし書きを準用し、井戸三兼君のそれを許可します。

◎9番（井戸三兼君） 町長の話は半分わかりましたけど、まだ納得はいきませんが、基盤整備課長にちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

駅西の状況を私なりに見てきました。20分ほどおりますと、線路沿いの道路が最も通行量が多い道路で、あれはどちらへ行くっていうんかな、東、西か、西側のところへ行く

道路はほとんど通っておりませんでした。このことからですね、この道路を廃止すると、何か大変皆さん不便になるんじゃないかなと思いますけれども。

くねくねと曲がった。道にしなきゃならないわけですね第3案では。そうしますとですね、かえって危険が増すような気がします。安全ならば、線路とこの道路を跨いで路線、跨線橋をですね、作ればいいのではないかなという感じがしたんですが。その辺についてはまた追々議会でも話し合いが持たれるかと思いますが。

第2、駅西交流広場の件ですが、広場は通学路に子供が集まって行けるほどの最小限で良いというふうに思います。公園なら近くにほとんど使われてないと言ってもいいかもしれませんが、大谷公園もありますし、山楠公園もあります。さらに、小中学校の統廃合によって、今の案だと西小の校庭が空くわけです。

そういうことを考えるとですね、なにも駅のすぐそばに広場を作って、今後の維持費がかかる、広ければ広いほど維持費がかかると思うんですが。そういう計画にする意味があまりないように思うんですけど。コンサルタント任せでなくですね、こうした観点で計画していただきたいと思いますが、私の案についてはどうお考えでしょうか。基盤整備課長にお尋ねします。

◎基盤整備課長（渡邊明弘君） 今、井戸議員からの御質問にお答えをいたします。

広場の目的ということでも答弁の方をさせていただきましたけれども、住宅地開発の推進、また、周辺住民の賑わいの場、あと交流の場、そして住宅地開発の方が進んで参りましたら、災害時発生時の一時避難場所としての活用、そういったものを念頭に広場の方を計画をしております。

こういった先を見たですね、整備をさせていただくことによりまして、地域に住宅地開発が促進されるものと考えておりまして、住宅の促進に当たり好条件となるという目的で計画をしているものでございますので、何卒御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。以上でございます。

◎9番（井戸三兼君） 比久見地区の製陶会社の跡地に道の駅を作るとか、そういう話が出た時もそうでしたが、私は先に土地を買ってですね、それで、それから話し合いをしないと、ように頓挫してですね、結果としてはよかったんですけども、工業用地としてなってしまったということでありまして。

駅西地区についてもですね、やはり先に土地を取得して、そこで話を進めるべきだというふうに考えます。最初から町有地にして、それから話をしないと、たとえ地主の方がですね、いいよと言っておられても、気持ちが変わる場合もありますし、不動産屋さんですね、そういうところへ行って、この土地はいいでということ取得されるというケースもあるかもしれませんので。ぜひ、先に土地を買ってですね、そして進められるようお願いしたいというふうに思います。

で、この駅西地区開発のおおよそは納得するわけですけど、駅前の広場の辺りの設計についてはですね、コンサルタント任せにするんじゃないかってですね、やっぱりみんなの意見を聞いて、その地元の方が本当に広場を欲しいとおっしゃっておられるのかどうかも聞いてからですね、進めるようにしていただきたいというようなことを思いまして、以上で終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。議席番号5番 櫻井芳男君。

◎5番（櫻井芳男君） 議長よりお許しを得ましたので一般質問を行います。

食の安全の取り組みについてお聞きいたします。

川辺町での食の安全の取り組みについて質問させていただきます。次の項目について、お答えください。

1 川辺町第5次総合計画の農林業振興分野で、将来の目指すべき姿として記されている「安全安心な農作物」というものは、どのような基準として安全安心として把握されているのか。

また、「減農薬減化学肥料によるクリーンな農業を推進し、消費者ニーズに合った農作物を供給します」とも記述されておりますが、具体的にどのような基準があるのか。

2 学校給食でも、食材には地産地消を取り入れていると聞いていますが、具体的に子供たちの食に対して、安心安全な取り組みはどのようなものかご説明をいただきたいと思っております。

◎産業環境課長（馬場誠君） お答えします。

まず1つ目の川辺町第5次総合計画、後期計画の農林業振興分野におきましては、将来の目指すべき姿としまして、地元産の安全安心な農作物が消費者に供給されていますと記しており、その基準等につきましては、次の通りとなります。

土壌となる土づくりには、有機物等を有効に活用している。また、使用する肥料や農薬などは、環境への負荷を考慮して、効率的にかつ使う量は可能な限り減らす。このような配慮の上で生産された作物を安全安心なものにとらえております。実際に川湊の里で販売する農作物は、主催者に栽培管理記録簿の提出を求めています。この記録簿は、生産補助の住所や収穫日などはもちろんのこと、薬剤や肥料をいつ、どれだけ何を使ったかを詳細に記載していただきます。記録簿の確認を行った上、かつ、必要に応じて聞き取りも行った後に、安全安心を確認して、店頭に並ぶようにしています。また、減農薬減化学肥料によるクリーンな農業の推進、消費者ニーズに合った農作物の供給につきましては、具体例を挙げさせていただきます。

岐阜県においても、環境保全型農業として、環境への負荷に配慮した、岐阜クリーン農業を推進しており、現在、県内作付面積の3分の1で取り組まれています。具体的には、窒素成分を含む化学肥料及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培方法と比較して30%以上削減する栽培方法です。川辺町の米づくりの担い手となっています2事業者様も、岐阜クリーン農業者として登録されており、日々研究努力を積み重ね、安全で安心を求める消費者が安心して食べられるお米づくりをされておられます。

また、ぎふ清流GAPという取り組みもあります。GAPとは、良いを示すGood、農業のAgricultural、実践やり方のPracticesの頭文字を取ったもので、食品の安全や自然環境の保全に加え、生産者の労働安全など、持続可能性を確保するための農業生産工程管理への取り組みのことです。この取り組みを客観的に評価する制度もあり、町内農業生産者1社が認証されています。さらに、より厳しい基準であるジャパンGAPについても、1社が認証を受けており、町内生産者の志の高さに敬服をしております。

2つ目の学校給食における地産地消の取り組みにつきましても、教育支援課と協議を行い、了承を得ましたので、当方で答弁をさせていただきます。

地産地消は、地域で生産された農作物を地域で消費しようとする取り組みで、食料自給率を高めるための有効な手段の一つです。学校給食では、地産地消の取り組みの一環として、子供たちの健康を守り、地域の産物及び旬の食材の関心や自然の恩恵に対する理解を深めるなど、食育の一助として取り組んでいます。

また、徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体の向上など、児童生徒の心身の健康な成長に資するように努めてもおります。具体的には、従業員の衛生健康チェック、食材の研修、温度管理、施設設備の点検整備など、日々の衛生管理を徹底しております。

また、使用する食材につきましては、産地、鮮度、品質、成分内容等を考慮した選定を実施するとともに、食材の細菌検査を定期的実施するなど、安全な食材の確保に努めていますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 現状では安全に配慮されているということは把握できるということが思いますが、例えば、川湊のところで販売をされているということだけではなく、ここに川辺町としては、自前の旗で、農作物を作ってそれを食されていると。この時に、川辺町としては、今後、現状は努力されてるってことはわかるんですけども今後、例えばオーガニックと、そういうようなもの、持続可能性のあるもの、それから国連等で表明されているような取り組み、そういうものの方向性というものは、現状としてあるのかないのか。

特に、学校給食に関しましては、地産地消だけでは賄えないということは、説明を受けておりますので、承知しておりますが、今後、さらにその安全安心ということを考えてやるというような方向性、この2点ございますかどうか。ちょっとお願いしたいと思います。

◎産業環境課長（馬場誠君） 私たちの方が把握させていただいてます農作物の安心安全な作物はといいますと、直売所のみという形ですかね。今の私が言うと川湊の里、そして、JAさんが展開されてます直売所。同様にですね、先ほど御説明させていただいたように、栽培管理記録簿というのをつけさせていただいて、非常に厳しい項目でチェックをさせていただいております。ですから、町内ですら、お金のやりとりがある野菜につきましては、この管理下のもとで行っておりますので、安心安全なものというふうに私はとらえております。

またもう一つ、オーガニック、有機農業の推進につきましてはですが、今回、御質問いただいた機会でもよくわからなかったことを勉強させていただきました。平成27年に岐阜県が、岐阜県有機農業推進計画というのを作成しております。これはですね、全国一律に同時期に作ってるもんです。これは議員さんのご周知の通り、有機農法を使ってですね、それを安全安心な農作物として展開していこうという国の取り組みでありまして岐阜県はようやく来年度、この推進計画を新たに作り直そうということで今動き出しております。それでですね、この有機農法の問題というのは、担い手が少ない。それと、売る販路が少ない。

例えば学校給食に提供しようと思えますとそれだけのまとまった量が取れないというのが今の問題です。

もう一つですね、現状をちょっとお伝えさせていただきますと、昨年の5月にですね、農林水産省は緑の食料システム戦略という戦略を打ち出しました。これがですね、現在の有機農業から、約2050年、32年後に42倍にするという壮大な目標であります。ただこれはですね、非常に難しいのではないかとということがメディア等では書いてあるんですけど、この中でも書いてあるように、担い手の育成から学校給食などの販路をどう確保していくかというのが問題ですので、ここは私どもの方も、県の計画に則ってですね、それに沿えるような推進をしていきたいというふうに思っておりますので、今しばらくお時間をいただければと思います。以上です。

◎5番（櫻井芳男君） 所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 第5次総合計画は、後期計画が出まして、農林業振興分野ということになりますと、販売するというふうにもイメージできますけれども、ほとんど各家庭で何ていうんですか、自作で食しておられるということで、川辺町としては、特にその安全であるという一つの基準を設けるということは非常に大事だというふうに思います。

今再質問の回答の答弁のように、国がやってる県と連携しなきゃいけませんけれども、川辺町独自でやるということは、川辺町が人口減少、そういうものを小さなものかもしれないけれども、安全なまちだというイメージが湧けば非常にいいことじゃないかというふうに思いますので、努力していただきたいと思います。

続きまして、太陽光発電システム設置についてご質問いたします。

標記の件で、令和3年第1回定例会で一般質問をいたしました。そのときの答弁では、エネルギー自給自足の時代がやってくるとのことで、売電から消費への転換が見込まれるという説明がございました。その上で、売電から消費への転換支援として、蓄電池の補助の実施も検討していく必要があり、時代に即した施策を検討していくとのことでした。表記について、川辺町の施策をどのように検討しているか説明をいただきたい。

2番目に、遠見山をはじめ、川辺町の山々がトレッキングコースとして注目を浴びています。川辺町の景観を考えると、太陽光は発電システム設置についても一定の基準が必要と考えます。この点について検討しているのか、御説明いただきたい。

最後に、太陽光発電システムの廃棄等の準備が検討されているとの答弁がありました。その進捗状況を説明していただきたい。

◎産業環境課（馬場誠君） お答えします。まず、売電から消費への転換支援として、蓄電池や蓄電池への補助の実施も検討したのかについてお答えします。

町の施策といたしましては、令和4年度、本年度当初予算にて、太陽光発電設置費用及び蓄電池設備設置費用に補助金を交付することとして予算計上させていただいております。今年度に入り、岐阜県では温室効果ガス排出量の削減と再生可能エネルギーの推進を行うため、県民の太陽光発電設備の普及促進を評価することとなり、国の交付金を活用し、市町村を經由して設置者への支援が行われることが決定いたしました。

よって、当初、町単独で予定しておりました補助内容を、県の補助を活用できるよう6月に見直しを行っております。

具体的な補助内容としましては、太陽光発電パネル設置費用で35万円、同時に蓄電池を設置し、設置した方にはさらに26万円が加算され、最大で61万円が補助されます。町が当初予定していた補助金額の3倍ほどとなり、6月に補正にて予算を計上させていただいております。なお、計上額は当初予算額の2倍の410万円で、すべて県費により賄われるものでございます。よって、町の施策といたしましては、年度当初から実施しており、県の施策により、さらに充実したものとなっております。

続きまして、景観を考えると、太陽光発電システム設置について一定の基準が必要ではないか、とのお尋ねについてですが、令和3年3月議会においても同様な回答をさせていただいておりますが、改めてお伝えいたしますと、川辺町では、農業振興地域内の農用地、いわゆる優良農地での野立の太陽光発電設備設置のための農振除外は認めておりません。また、国の固定価格買取制度につきましても、2020年に改正され、50キロワット以下の施設は、全量売電から設置場所での自家消費が義務づけされたこと、かつ、災害時でも自立運転をして給電用コンセントとして利活用ができることとされたため、小規模な野立の太陽光発電設備は増えておりません。

町としても、優良農地の確保はもちろんのこと、景観の損傷を極力防ぐために、今後も太陽光発電設備の設置を目的とした農振除外は認めない方針を継続していくつもりです。

次に、太陽光発電システムの廃棄等の準備についてお答えします。

こちら令和3年の3月議会でも前任の課長が答弁しました通り、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が令和4年7月から、太陽光発電設備の廃棄費用積立制度が開始されました。

廃棄費用の積み立て制度はもともと任意で行われていましたが、2019年に国が調査したところ、実際に積み立てをしていた発電事業者は16%しかいないことが判明。これを受けて、不法投棄などを防ぎ、発電設備が正しく廃棄されることを目指して、制度の義務化となりました。

よって、積立費用は、売電収入から強制的に廃棄費用を差し引き、推進機関という積立金の管理を行う団体に収められます。これによって適切な廃棄が図られることで、地域の懸念も払拭され、再エネ事業が地域と共生し、社会に安定的に定着することにも繋がったと考えておりますので、御理解願います。以上、答弁とさせていただきます。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 2点。まず、農振除外は認めないということですが、優良農地の確保とかがあってということなんです。これが川辺町全部が農振っていいですか、その規制をかかっているところというふうに考えてよろしいのかどうか。ということは景観を、と私は質問してるんですが、そういうところじゃないとこには作ってもいいよっていうふうになると、町全体として、遠見山、いろいろ今、盛んにトレッキングでおいでになってるんですが、上から見ると、「何か光ってる」とか「何か人工の都市みたいなふうなイメージが湧く」。そういうようなことじゃなくて、自然を、豊かな川辺町というふうな形のそういう視点から、それがどういうふうになってるのかっていうことが聞きたいんですけど。

もう一つは、廃棄につきまして、2019年にそういう法律ができたということは、承知しておりました。それ以前のもの廃棄の時に、お金がないからそのままに放っておくということになると、ということを質問してるわけです。

だから川辺町として独自に、そのような対策っていうか方向性があるのかないのか、ということをお聞かせ願いたい。以上です。

◎産業環境課長（馬場誠君） 農振農用地、農業振興地域内の農地の用地というものと、それ以外の農地というものがございます。

農業振興地域内の農地というものは、特に川辺町として、今後も含めて優良農地として確保していくところがございます。それ以外のところは、通常の農地というところにして、そこはですね、太陽光パネル設置できるかと言われますと、できないことはないです。ただし、今言いましたように、規制が厳しくなったので、省電力50キロワット以下のものを作ろうと思えますと、その中で自家消費をしなきゃいけないとか、それから給電用のコンセントが必要だということになってきてまして、これはかなり歯止めがかかる要因になってるかと思います。

現実問題今年度に入りまして、1件もこの太陽光パネルの設置については申請が上がってきておりません。

もう一つのご質問の方の、川辺町独自のこの太陽光パネル、それからその足場等ですね、廃棄費用を何とか2020年以前に建ったものに関しての確保について考えた方がいいんじゃないかってのは、大変申し訳ありません。これ町単独ではですね今、方策としては考えておりません。国のですね制度にのっとって、実際に国の買い取り制度っていうのはですね、2012年から始まっておりまして、太陽光パネルの大体寿命というのが、30年から40年って言われております。そうしますと、最初に作られた2012年頃に爆発的に、国が固定価格で買い取るよって言ったから、全国にバコーンとできちゃったんですけど、それが廃棄を迎えるのが2030年ということになります。ということは、これから8年間の間に積み立てを相当金額していくっていうのがこの制度です。ですから、今まで積み立てしてなかったから、あと8年間は、8年間で何とかその費用を捻出しろよってというのがこの制度です。

通常ですね、50キロワット以下の太陽光パネルと足場を壊そうと思えますと、1キロワットがですね大体6千円ぐらい。50キロワットだと30万円ぐらいが必要になってきます。ですから、もちろん積立金もそうですし、その金額をこのあと残り8年とかで積み立てていかせるというのはこの新しい法律ですので、町単独ですね、今考えていないというのはそれに持たれた回答でございます。以上です。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 今日2問質問させていただきました。

これは先日連絡会議の時に町長が、川辺町の人口減少、これに対策するということで、まちづくりをすると、というような具体的な方向性を示されまして非常に歓迎してるわけですが。

このような太陽光につきましても、農地につきましても安全安全という題目を唱えるのではなくて具体的に川辺町として独自のものを出していくということが大事だと思います。

あと、大変なちょっと問題だと思います。だけれども、川辺町としてはこのようにやっていかないと町民人口が増えない、来ていただけないということではまずいわけですので、川辺町独自でそれぞれそれぞれの計画、方向性をお示し願って考えていただいて、長い、長丁場にはなると思うんですが、そのような方向性を見いだすということは大事だと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 議席番号4番 市原敬夫さん、何か。

◎4番（市原敬夫君） 議長、休憩をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） ここで皆さんにお諮りします。これより休憩に入りたいという意見が出ましたが、賛成の方は拒否を挙手をお願いいたします。

（挙手少数）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩は否とみなします。

◎8番（平岡正男君） どうしても。

◎議長（佐伯雄幸君） ちょっと止めてよ。ちょっと待ってよ。止めて。

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩に入りますけども、皆さんの賛成の挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

◎議長（佐伯雄幸君） 下ろしてください。賛成といたします。これより休憩に入ります。再開時間は、10時と定め、休憩といたします。以上です。

（休憩 午前 9時 分）

（再開 午前 10時00分）

◎議長（佐伯雄幸君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

議席番号4番 市原敬夫君。

◎4番（市原敬夫君） 議長より許可をいただきましたので、農業振興政策について町長並びに関係課に質問をいたします。

令和3年3月議会、第1回定例会で、遊休農地の活用についての質問を行い、産業環境課長からは、大型農業者を中心に支援策を行っている旨の回答がありました。しかし、遊休農地は依然として多く、大型農業者も鳥獣被害や作業効率の悪さ等から、耕作を放棄した土地も見受けられます。

そこで初めに、川辺町の農業振興政策について、町長はどのように考えてみえるのか、将来の目指すべき農業の姿について伺います。

次に、遊休農地の活用について、次の3点について質問をいたします。

1つ。現在川辺町には、耕作放棄地がどれくらいありますか。

2つ目。鹿塩地区、神坂地区など、山裾に耕地がある農家は、一般の農作物はイノシシやシカ、サルなど、鳥獣によって収穫時期の農作物に大きな被害を受けています。そのため、耕作を諦め、耕作放棄地となっているのも現実であります。

そこで、鳥獣被害が予想される地域においては、農業大学や専門機関からの情報収集等によって、当地域に適した薬草の原料となる草花やしきび、榊、和紙の原料となるこうぞ等の木々の栽培など、作物の転換を図ることも必要と考えますが、担当課の考えを伺います。

3点目。中小規模の農地においても、高齢化や後継者不足等から、休耕農地も増えております。そこで、転入者などの農地を利用したい人々とマッチングさせるために、「空き家バンク」等のような「遊休農地バンク」のような窓口を作り、農地貸し出し提供希望農家が登録し、家庭菜園など農地を求める人に情報提供するような仕組みを作ることによって、農地が生かされると考えますが、担当課の考えを伺います。

◎町長（佐藤光宏君） 私からは、川辺町の将来の目指す農業の姿は、というご質問についてお答えします。

川辺町の主な産業が農業であったのは、太古の昔から江戸時代、明治、大正時代、昭和時代まででしょうか。特に戦後耕地整理がなされ、木曾川右岸用水が開通するなど、国の後押しもあり、巨額の費用を投じて建設された用水が、農業振興に果たした役割は大なるものがありました。それから数十年、現在の農業は、先人たちが汗をかき苦勞して築かれたものとはかけ離れたものとなってしまいました。農地転用が進み、かつての美田は道路になり、家屋になり、工場になっています。そして、歴史的に見れば、この趨勢は避けられないものだと思います。私も現在の職務を引き継いでから、農業委員会、川辺町土地改良区、農事農事改良組合、農業再生協議会などに所属して、川辺町の農業について考えてきましたが、妙案は思いつきませんでした。

全国ポート場協議会の大会で、秋田県大潟村に出張したことがあります。ここはかつて八郎潟と呼ばれる湖を干拓してできた広大な村で、大半が農地であります。面積は、川辺町の総面積よりも広いものです。たわわに実る稲穂は本当に美しいもので、憧れとともに、川辺町の現状とのほどと、現状とはほど遠いものと、諦めにも似た気持ちに包まれたのを覚えています。

川辺町の農業は、大潟村のような大規模農業とはかけ離れており、農業従事者の大半が兼業農家であることから、農業で自活する道は大変厳しいものです。ただ、先人から受け継いだ農地を守りながら、新品種の開発や果物、野菜、花きなど高収益作物の栽培、農業法人の設立による農地の集約化など、何か工夫の余地があるものと思います。川辺町でもイチゴ栽培で新規参入された女性がいます。衆知を集め互いに協力し合って、これからも打開策を考えていきたいと思えます。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 産業環境課長 馬場誠君。

◎産業環境課長（馬場誠君） お答えします。

まず一つ目の町内での耕作放棄地についてですが、毎年秋に3日間にわたり町農業委員さんと、町内全域の農地パトロールを行っており、そこで確認した耕作放棄地は1ha強と把握しております。

次に、鹿塩地区、神坂地区の鳥獣被害状況については、議員もご承知の通り、本年はイノシシの被害に加え、猿の被害も甚大となり、猟友会による罠の設置で多くのイノシシ捕獲、またサル対策についても、捕獲用檻を新規で購入して、近日中まさに明日、神坂地区に設置をさせていただきます。鳥獣被害を抑えられる作物の転換を図ってはどうかのご意見をいただき、ありがとうございます。農業者の代表として任務についていただいている15名の町の農業委員さんは、直接所有者様からの意見や困り事に常に耳を傾けており、かつ、全国農業新聞の購読により、全国各地から寄せられる被害抑制の方法や対策についての情報を入手しています。

また、イノシシ、シカ、サルを目撃、被害情報をもとに、要請を受けた町猟友会も迅速に駆除に動いていただいているのが現状であります。

したがって、農業に対する研究や開発農業指導を目的として、東海農政局、可茂農林事務所や県農業再生協議会をはじめ、めぐみの農業協同組合や県農業共済組合の方々がメンバーとなっている川辺町農業再生協議会において、指導、助言を今後もいただきながら、かつ、毎月開催しております、農業委員会の場での情報交換をしながら、鳥獣被害の軽減を図れるような対策や、効果的な作物への転換などがあれば、町内農業者に情報発信をしていきます。

最後に、農地の貸し手と家庭菜園などを求める借り手をマッチングする「遊休農地バンク」の窓口を町で作ってはどうかとのご意見をいただきました。議員ご推察の通り、これからの利用者の増加による農地の管理は課題となりますが、冒頭で町長も申した通り、当町では、農業者団体や新たな担い手の育成とともに、担い手による農地集積を主軸に今後とも農地の保全を図っていきます。

また、農業経営基盤強化促進法等が改正され、令和5年、来年の4月からは、農地の権利取得時の下限面積要件が廃止され、農地が取得しやすくなります。現在川辺町で農地を取得しようとする、現在お持ちの農地と新たに取得したい農地の合計面積は2反(2,000㎡)以上になることが条件となりますが、これが撤廃されると、少しの面積からでも農業を始めることができようようになります。さらに、どうしても後継者がいない。

借り手が見つけれないといった農地については、農地中間管理機構（いわゆる農地バンク）に登録し、広く借り手を募集していただくことも可能となってきますので、町での農地バンクの設置は考えておりません。

これらの新たな制度については、有効な活用に繋がるよう、皆様に広く周知していきますので、御理解願います。以上、答弁とさせていただきます。

◎4番（市原敬夫君） 所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎4番（市原敬夫君） 今回いろいろ提案をさせていただきましたけれども、具体的な回答がありませんでした。少し寂しい気がいたしております。

関係機関等から、他県の情報を収集しているのであれば、その中から川辺町に合致するものないかを検討し、取り組んでいく姿勢が大事であると思います。農地のマッチングにしても、民間任せにしないで、行政が農地を生かしていくために何ができるかを考え、実施していく姿勢が大事だと考えます。

やらないと結論を出す前に、やれる方法はないか。それを考えていく姿勢を求め、また町長からは、打開策を検討したい、というような回答もいただきましたので、それに期待をいたしまして、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。議席番号7番 古川政久君。

◎7番（古川政久君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問につきましては、小学校の統廃合計画並びに町の財政規律について、質問をいたします。答弁は、町長、総務課長、教育支援課長にお願いしたいと思います。

小中学校統廃合計画につきましては、これまで幾度となく、数多くの一般質問が行われ、平成28年度には、川辺町小学校将来検討委員会が設置され、翌平成29年度には、11の提言があり、これをベースに教育委員会において、今後の方針が検証されたところがあります。その間、議会側にも長から説明を受け、議論をして参りました。こうしたことを受けまして、町として基本方針が概ね固まってきた段階で住民への説明会が開催されました。まだ説明会の結果については、説明はありませんが、今後庁内で、項目ごとに部会を立ち上げ、詳細に課題解決のための組織が立ち上がるものと承知をしております。

大きな方針として、敷地場所は、中学校敷地で小中一貫校を目指す。この大方針は動かないと考えております。

過日、第5次総合計画後期計画における実施計画の議会での説明がございました。私が驚いたのは、令和4年度末の財政調整基金、お金が不足した時に使える貯金でございますが、その残高が15億5000万円が、令和9年度末には、5億円ほどに大きく減ってくるという試算でありました。大変憂慮にたえません。原因の多くは、本来の小学校、統廃合建設が大きいのかかっているというのが、執行部の説明であります。従って、現計画をしっかりと検証し、財政に負荷をかけない方法を考えていかなければなりません。あまり選択肢はないような気がしております。

以上を踏まえて、下記の5点について質問をいたします。

1. 改めてお聞きをしますが、町長は、機会あるごとに令和12年開校を目指しておられますが、諸事情によって年次が動くことはありませんか。ご懸念は、ありませんか。また、建設年次については、何年度、何年計画で建設されますか。

2点目。地元説明会での状況と、どのような課題がありましたか。現計画の検討する事項はありますか。

4点目。屋外運動場が、狭隘に感じるはいかに。ちなみに屋外運動場の基準なる指標として、国の基準並びに、統合学校の先進地などは、生徒1人当たりの面積は、今回川辺町が計画している面積の比較はどのようになっているのか。

5点目。先ほど、実施計画について所見を述べましたが、次の点についてお答えください。

まず1点目でございます。

当然ですが、総合計画の事業費財源が示されていると思いますが、事業費の額と、その基礎となっている施設規模、建設単価はどのような根拠か。

2点目。財政財源のうち、国県補助金は幾らで、積算根拠にはどのようになっているか。また、起債は幾らで、積算根拠と、補助対象経費に対する借り入れを前提にしているか。対象外経費に対する起債は幾らになるか。

起債を借りた場合には、後年、年度元利償還金への影響はどの程度か。

3点目。起債は借金であり、できるだけ少ないにこしたことはないが、現財政計画の前提は、交付税で今年度負担の一部を見てくれる、いわゆる補助裏起債が対象として、単独分については、すべてが財政調整基金の取り崩しによる財政スタンスであります。

そのために、財政調整基金が大きく落ち込むこととなります。

ここで実施計画の説明の折にも申し上げましたが、単独の補助対象外の記載についても、財政事情が許せば借入れを行うこととし、財政調整基金を一定程度補助することも、財政規律として必要であると考えます。もう一度検討していただきたいがどうでしょうか。まだまだ数字は動きますので。機動的に取り組んでいただきたい。

4番目。学校は地域の顔であり、ふるさとであり、重要なインフラ施設であります。

統廃合されますと、廃止される地域は、衰退し活力がなくなります。

そうなりますと、跡地計画には、地域活性化ビジョンが必要となりますが、なかなか打ち出せていないのは現状ではないかなというふうに思っております。

これについての認識はどのように考えておられますか。

そうした中で、さっきの9月議会で同僚議員から、福島地区への巨大企業誘致について、一般質問の答弁で町長から、大規模な投資で従業員数千人のデータセンター半導体製造工場が建設されるならば、川辺町は大きく変貌し未来投資の大きな飛躍が見込まれる旨の発言がございました。私もこの事業に対する気持ちは町長と同じで、大きな期待を持っている次第でございます。小学校統合事業にも大きく影響するものと思いますが、改めてお尋ねします。

町の総合計画の見直し、改定はいつ予定されますか。特に統合計画では、人口推計が、どのようになるかが分離点になるかと思えます。小学校建設計画と、企業立地に対する諸事業の同時並行的に進めていけるかが大きな課題と私は考えておりますが、町としての取り組み姿勢に対してお答えをいただきたいと思えます。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長、ちょっとお待ちください。

古川議員にお聞きしますが、私の聞き漏らしかも知れませんが、最初の質問の1、2、3、4、5ある中の3番目が、メンバーの話ですけど、これ、されましたでしょうか。3番目の「今後部会を設置して、具体化を図って・・・。」古川議員。

◎7番（古川政久君） ちょっと改めて質問させていただきます。

◎議長（佐伯雄幸君） はい。許可します。

◎7番（古川政久君） 一部滑落がございましたので、改めて3点目について質問をさせていただきます。

今後部会を設置して、計画の具体化を図っていく必要があると考えるが、その体制と審議する内容についてお答えください。ちなみにメンバーはどのように決定するのか。以上です。どうもすいませんでした。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長、佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 私からは、最初に1の質問についてお答えをいたします。

今年1年かけて、7回の住民説明会を開催し、開校は令和12年4月である旨、お伝えして参りました。基本的にこのスケジュールに則り、来年、令和5年4月より専門部会を立ち上げ、詳細な計画を作成いたします。建設基金は、本年4月の時点で約8億円積み上げました。

さて、学校建設と財政規律についてのお尋ねでございます。

結論から申し上げますと、夕張の二の舞を踏むことは何としても回避するという。財政規律が乱れ、破綻が予想されるようなときは、事業の一時延期もやむなしということで

ございます。川辺町が健全財政を保ち、町民の福祉が守られることこそ第一義に考えるべきです。

従って、最悪の場合、開校年次が延期されることも、ありうるということです。

御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 教育支援課長 馬場啓司君。

◎教育支援課長（馬場啓司君） 私からは、2番目、3番目、4番目、5番目（1）までのご質問についてお答えをさせていただきます。

最初にですね、開催してきた説明会での状況についてお答えをさせていただきます。

今までに地区説明会を7回開催しておりまして、延べ参加人数は100人弱です。

地区説明会以外にもですね、今の計画で、将来お父さんが当校小学校に入学することとなる乳幼児学級、3つのクラスの皆さんや、子供の園長会、小中学校の校長会でも、説明会を行っているところでございます。年明けには、各小学校評議委員会でも説明会を予定しておるといふ今現状でございます。

今までの説明会でですね、様々なご意見をいただいております。要約しますと、体育館は一つで大丈夫なのか。グラウンドが狭いのではないか。小学校1年生から中学校3年生まで9歳の年齢差があるが、大丈夫なのか。今からでもできる小中連携的なソフト事業をすぐにでも始められないか。などのご意見をいただいております。

そんな中ですが、説明会を開催した感触としましては、3小学校を統合すること、そして統合小学校が小中一貫教育を目指すことについての反対意見っていうのはないというふうに理解をしています。いずれにしましても、現計画をですね、さらに具体化していく中で、今申し上げましたもう一つの体育館施設をはじめですね、検討する事項は多々あるというふうに認識をしておるところでございます。

次に3つ目の開設準備委員会、各部会についてお答えをさせていただきます。

開設準備委員会は全部で6つの部会を設置する予定でございます。来年度、総務部会、カリキュラム部会、施設部会を先行して設置し、残りの安全部会、学校運営協議会連携部会、跡地利用部会を後発して発足する計画をしておるところでございます。

総務部会では、学校名をはじめ、校章だとか、後期、指定品や服装、必要備品の洗い出し、開校閉校にかかる、具体的事項を検討して参ります。

カリキュラム部会では、小学校中学校のすべてのカリキュラムを小中一貫校で実施するためにどう組み立てるか、川辺町で計画している統合小学校の施設をどう使えば、このカリキュラムを回すことができるのか、現施設の有効利用を図るためにはどうすればいいのかというようなことを検討して参ります。この統合計画の根幹を検討する、大切な部会になるかなというふうに考えておるところでございます。

施設部会では、カリキュラム部会と連携してですね、小学校施設としてどういうものがあるのか、もちろん、統合小学校校舎に必要な施設、教室等の種類や数、その機能なども検討して参ります。

安全部会については、統合小学校への登下校を安全にできるように、通学範囲や通学路、スクールバスの運行計画、地域見守り隊の皆様との調整などを検討して参ります。

次に学校運営協議会連携部会は、来年度以降ですね、各小中学校に設置をされます学校運営協議会をどう統合していくかということを中心に、PTAなども含めた学校関係団体の円滑な統合について検討を進めて参ります。

最後に跡地利用部会です。小学校統廃合の小学校施設の跡地利用について検討を進める部会でございます。この部会の委員には特にですね、広い分野から参加していただき、様々なアイデアを出していただき、まちづくりの一環として、実現可能な施策を練っていただくと考えております。

各部会の委員にはですね、町職員はもとより、町校長会や教頭会などの学校職員から自治会関係者、PTAや社会福祉協議会など、町関連団体、将来の利用者、それぞれの専門職や学識経験者など、幅広い層から参加していただくと考えておるところでございます。

次に4つ目の屋外運動場についての質問にお答えをさせていただきます。

屋外運動場の面積基準につきましては、文部科学省令で最低基準が決められております。小学校、中学校それぞれ児童生徒数、枠があるんですが720人以下というふうに仮定をしますと、小学校では3370㎡以上、中学校では3610㎡以上というふうになり、合わせて6980㎡以上というのが、最低基準ということになります。現計画では、新校舎を建てた後残りの運動場として使える広さは、12,000㎡から13,000㎡になると、その程度になるというふうに見込んでおりますので、省令での基準はクリアになりますが、省令での面積基準は、最低基準ですのでこれをクリアしているからよしという考えではありません。

次に県内で開講しております、小・中一貫校の屋外運動場の広さを比較してみますと、総面積で一番広いのが白川村の白川郷学園でございます。その川辺町で今計画している統合小学校の広さと比べますと、150%、1.5倍ぐらいになるということで、他と比べても、広いグラウンドとなるということでございます。ただし、計画中のですね、川辺町の統合小学校、中学校は、児童生徒数が他よりも、格段に多くなるということで、1人当たりの面積ということで比較すると、狭くなるというのが現状でございます。

グラウンドの広さについては、授業時間ごとに体育等のカリキュラムがですね、できるのかどうかというところが、判断材料になるというふうに考えております。

最終的には来年度から設置しますカリキュラム部会、施設部会の方で、詳細に検証検討を進める方針でございます。

5つ目の(1)でございます。

統合計画の事業費の算定の基礎になっている規模単価についてご質問にお答えをします。

最初に事業費の算定の基礎になっている規模についてお答えをさせていただきます。

校舎規模については、学校教育法及び文科省の省令で基準が細かく決められておりました、基準には児童数が大きく影響して参ります。現在の計画で児童数は400人弱というふうに推計をしておりますが、各学年3つの教室、特別支援学級で3つの教室、通級指導教室を3教室、理科室、音楽室、パソコン室や図書室総合教室などの特別教室を15室、その他、職員室などの管理関係の部屋を含めて、一般的に学校では、必要となる種類の部屋を含め、鉄筋コンクリートづくりの3階建てで、建築面積は2200㎡、延床面積で6,500㎡を施設の計画規模としているところでございます。

建設単価につきましては、一般財団法人建設物価調査会が、出しております鉄筋コンクリートづくりの建設単価を使用しており、㎡単価は42万5千円というのを採用しております。これに設計委託関係、外構工事関係、用地関係等を含めて、総額で33億円程度と計算しておるところでございます。もちろん、今後の準備委員会、各部会での検討内容によっては、変化をしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。以上で私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（佐伯雄幸君） 総務課長、井上健君。

◎総務課長（井上健君） 私の方からは、5の（2）補助金額と算出根拠及び起債額を、（3）の財政計画における起債の考え方につきまして関連がございますので、合わせてお答えをさせていただきます。

まず、総事業費約33億円のうち、国庫補助金につきましては補助対象事業費を約11億2千万円と見込んでおりまして、その事業費に対しまして補助率が2分の1でありますので、国庫補助金につきましては、約5億6千万円を見込んでおります。

その根拠といたしましては、義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づくもので、児童数による学級数と特別支援学級に必要な面積、その他必要となる加算面積を合計した面積に、1㎡当たりの基準単価を乗じて算出をしております。

なお県の補助金についてはございません。

次に、町の起債につきましては、まず、交付税措置のある起債を第1に考えており、その起債につきましては、国庫補助対象額から、国庫補助金分を差し引いた額の90%を起債することができますので、約5億円を想定しております。現時点におきましては先ほどの国庫補助金と交付税措置のある地方債の発行で約10億6千万円を補助対象事業分として財源を確保し、残りの事業費約22億円につきましては、現在積み立てを進めております小学校建設基金取り崩しや、財政調整基金からの繰り入れなどで賄う計画としております。

なお、ご質問の、補助対象外経費についての町債の発行につきましては、現時点で計画には挙げておりませんが、財政調整基金をはじめ各種基金の残高が、大きく減少することが想定されるところでありますので、起債による利息分の後年度負担にかかる財政負担が発生いたしますが、財源の確保という観点からは、補助対象外経費につきましても起債による財源の確保も当然ながら検討する必要があるものと考えております。

議員の皆様方にもこれら財源の確保も含めまして、小学校統合計画につきましては、種々ご相談させていただきながら、慎重に事業を進めて参りたいと考えております。

以上私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長、佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 次に私からは5（4）、建設計画と企業立地への取り組み姿勢についてお答えいたします。

これにつきましては、議員御指摘の通りだと思います。企業立地に付随する川辺町の諸事業は、かなり大きなものになる可能性があり、そのための準備にも相当な時間と労力が必要となって参ります。

かたや小学校統合計画も総がかりで取り組む事業であり、両事業を1度に進めることには困難が予想されます。現在、用地買収を進める不動産取引業者からは、あと一步との回答

でございましたが、民間業者間での経済取引であり、我々もこれ以上の情報は得ておりません。今しばらくは、成り行きを見守りたいと存じます。

町の第6次総合計画については、今のところ、第5次総合計画の終期である再来年令和6年度、2024年度に作成予定です。しかし、前日の事業の影響も含め、町を取り巻く状況は大きく変化しているため、今後の状況を的確に見極めながら検討して参りたいと思います。

よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 古川政久君に申し上げます。11時12分で、発言時間を超えますので御承知ください。以上です。

◎7番（古川政久君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎7番（古川政久君） 今それぞれご答弁がございました。

今後統廃合の学校問題につきましては、今般ですね、議案第53号におきましてですね、総合機関の設置が上程されておまして、もう少し具体的な素案づくりに着手していくというような意思だというふうに理解をしております。これは支援課長の方から、ルール説明があった通りでございます。

まずそこでお聞きをしたいのはですね。これ大変6部会できまして、大変大掛かりな組織になると思いますが、一つは縦割りじゃなくですね、横串もしっかり入れたですね、体制整備と事務局の腹づもりですね、決意っていうものですか、そういうものをちょっとお聞かせ願いたいというのが第1点でございます。

それからですね。今、財政の問題でですね、総額33億円かかるというお話がございました。これも仮定の話でですね、まだまだ仮置きの話だと思うんです。そこでですね、お聞きをしたいのはですね、39億ってのはいろんなものの要素が含まれると思うんですけど、例えば、ここでも問題がございました開空間の問題ですね。これについては、まだカリキュラムとかそういうものをやってみないと、今後のこの部会においてですね、検討されて、この33億が35億なるや、40億なるっていうのは、まだその辺は定かでないというふうに理解してよいのか。

それからもう1点ですけど、それに付随してですね。設計のことになるんですけど。これ、鉄筋コンクリートで今みたいにですね、これ、鉄筋コンクリートちゅうのは大分上の方なのか。ちょっと悪いんですけど、建築で言うという方にランクにあると思いますが。財政状況によってはその辺っていうのは、考慮していかれるのか、やっぱり鉄筋だけなあかんという根拠があるのかないのか。そういうことをお聞きをしたいということです。

それからですね。財政上の話で申し訳ないんですけど、これは何年ぐらいでですね、この部会をやられるつもりなのか、これ建設の方はですね、おそらく令和9年からだと思うんですけどね。その前にですね、実施設計だとか、いろんな詳細設計もやらなければなりませんので。工程としてはそう楽ではないような気もしておりますけど、その辺のあんばいについてちょっと考えがあれば、お聞きをしたいと思います。

それから財政にも問題ですが、ちょっと要望でございますが。ただいまは令和9年までのですね、財政シミュレーションの中でですね、起債が借りたりですね、財調も合計なったりしておるのが、令和9年度末の状況に過ぎないということな

んです。今後様々な事業の展開が考えられるんですけど、それ以後のですね、少なくとも7年から10年程度ですね、財政シミュレーションをやっぱり作ってですね、統合問題だけではなくですね、他の工業立地の問題もありますし、駅西の問題もありますので、これらを総合的にですね、ちゃんと実施計画に織り込んでですね、7年から10年程度先を見越したですね、財政計画をしていただきたいと。数字が変わるのは当然ですし、違っても当然だと思いますし、毎年それはローリングをしてですね、常に更新をすると言う姿勢でいけばいいんじゃないかなというふうに思っております。それが財政上の問題でございます。

それからですね、もう1点ですが財政上の問題で、起債の話ですが、まだ今の現在ある小学校については、おそらく起債の償還がまだ残っていると思うんですけど。建設に当たりますと、その頃になりますと、起債というのは残債ってのはなくなるかどうか。もしですね、残ったとすればですね、それは繰上償還をして、返済しなければならないのか。そうさほどに財政上は影響がないのかどうか、その辺わかればお聞きをしたいと思います。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） 古川政久君にお尋ねします。今のご質問は、5点でよろしいでしょうか。

◎7番（古川政久君） はい。

◎議長（佐伯雄幸君） 5点ですか、6点ですか。一つは要望がありましたので、そうじゃなくて、5点のことに対しての質問でよろしいでしょうか。

◎議長（佐伯雄幸君） わかりました。教育支援課長、馬場啓司君。

◎教育支援課長（馬場啓司君） はい。私の方からは、今ご質問いただきましたうちの1番から4番まで説明を、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に事務局の決意をということですけども。教育委員会の中にですね、この統合小学校建設のですね、推進室的な役割を持つ専門部署を立ち上げたいというふうに考えております。そこが元になりまして、6つの部会を制御していくという形で進めていきたいというふうに考えております。もちろんですね、各課に専門部署もありますので、そことも連携して対応していくこととなります。

例えば周辺道路、環境だとか用地についてだと基盤整備課の方に専門職いますし、安全について総務課、大きくとらえてまちづくりという部分から企画課というところで、そういうところもですね、関係部署とは連絡、連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

2つ目です。33億円の今の経費総額について体育館については入ってるか、2つ目の体育館については入っているかということでございますが、入ってはおりません。まだこの33億の中に、新しい体育館を建設する費用については、入れておりません。ただ、1つの体育館を作るとなると、6億前後がかかるかなということは、推計しております。そこをどういうふうに、本当に必要なのか、どう利用していくのか、どの大きさにするのかによってもまた変わってくると思っております。その点については、今後検討を進めていきます。

3つ目の鉄筋コンクリートRCはどうなんやということですけども、一般的に考えて学校の校舎っていうのは、災害の時のこともありますので、安全性が高いものということで、

今回はRCっていうのをあまり、上等なものっていうふうにも考えてないですが、通常
の考え方ということで、RCで計画をしている、一般的であるかなというふうには考えて
おります。

4つ目です。来年度以降、建設に当たるまでの計画はどうかということですが、我々
の方でも建設を見据えてですね、計画を今、スケジュールを見てるわけですが、なか
なかきついなってという考えを、思っております。ただですね、できない水準ではない
というふうに思ってますが、かなり一つ一つを順番にですね、進めていかないと、そん
な余裕がある計画ではないなというふうに思っております。私からは以上でございます。

◎議長（佐伯雄幸君） 総務課長、井上健君。

◎総務課長（井上健君） それでは私の方からですね、財政計画、要望ということでは
けども、お答えをさせていただきます。

令和9年までということですが、議員おっしゃるように7年から15年先まで
ということをおっしゃっていただきましたけども。現在の考え方としては、傾向としてはある
程度把握はしていくつもりですけども、そういう数字で表すことについてはちょっと検討
させていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

あと、起債につきましてでございますけども、現在、一部未償還の起債については残っ
ているということでございます。ただこの起債につきましては、免除される方法もありま
すので、これについてはまた検討しながら、跡地利用のこともありますので、その辺につ
いても有利になるように含めて考えていきたいというふうに考えてます。よろしくお願
いいたします。

◎7番（古川政久君） 所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎7番（古川政久君） また再質問ということで、今、回答いただきましたが、大変財政
状況は厳しいということではですね、当然のことでございます。

私がお願いしたいのはですね。一つは、まずは事業の優先順位をしっかりとつけていた
だきたいと思います。それから、行政改革はですね、きちっと原点を忘れてやっていた
だきたいから、事業評価制度ができたらずね、しっかりこれ、町の中にも、計画の中
にも、事業評価制度はやるようになっておりますので、さらにそれ進化をしていただ
ければ、もうちょっと良いものになってくるんじゃないかなと思います。

それから、町長から工業立地の話でございますが、これはあくまで民間ということをお
っしゃったんですけど、最終的にはですね、町が責任を持ってですね、関連事業と
ですね、様々な影響に対して、うまく連携してといいますか、事業を支援するのか、
というのはやっていかなければなりませんので、きちっとコミットしていただいて
ですね、企業と連携していただきたいというふうに思います。まだまだこれからだ
と思います。どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で古川政久君の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問を終わります。ここで休憩に入りたいと思います。11時05分
を再開とし、休憩といたします。

（休憩 午前 時 分）

(再開 午前 11時05分)

◎議長(佐伯雄幸君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第39号「川辺町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて」から、日程第20 議案第57号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)」までの19議案と、日程第21 請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」を一括議題といたします。

ただ今議題といたしました19議案及び請願1件につきましては、先に総務委員会に審査を付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並び経過について報告を求めます。総務委員会委員長 平岡正男君。

◎総務委員長(平岡正男君) 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第39号から議案第57号までと、請願第1号の審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第39号「川辺町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」、議案第40号「指定管理者の指定について(やすらぎの家)」、議案第41号「指定管理者の指定について(川辺町第3こども園)」、議案第42号「指定管理者の指定について(川辺町児童館)」、議案第43号「町道の路線認定について」、議案第44号「町道の路線変更について」、議案第45号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第46号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第47号「川辺町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第48号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第49号「川辺町個人情報保護法施行条例の制定」、議案第50号「川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第51号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第52号「川辺町印鑑条例の一部を改正する条例」、議案第53号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」、議案第54号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第4号)」、議案第55号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、議案第56号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算(第4号)」、議案第57号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)」、請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」、付託された議案第39号から議案第57号までの19議案につきましては、いずれも全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号につきましては、反対多数で不採決すべきものと決定いたしました。

審査経過については、付託された19議案及び請願1件について、12月6日から審査を開始し、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。

各課からは、担当する議案ごとに、また、請願につきましては、紹介議員である市原敬夫議員から説明を受け、延べ104件あまりの質疑に対する応答を行いました。

12月8日に討論、採決を行った結果、19議案については、報告書にありますとおり、いずれについても全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願1件については、反対意見として、ロシアのウクライナ侵攻や北朝鮮のミサイルの発射など、世界が緊迫している状況下であり、現実問題として、今回の請願については反対である。賛成意見としては、世界情勢の緊迫しているからこそ、被爆国である日本が世界に声を上げるべきであるとの意見がありました。その後、請願第1号については、挙手による採決を行った結果、反対多数で不採決をすべきものと決するに至りました。

以上で総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦労様でございました。これより、委員長に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより、案件ごとに議題といたします。

議案第39号「川辺町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川辺町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号「指定管理者の指定について（やすらぎの家）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「指定管理者の指定について（やすらぎの家）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号「指定管理者の指定について（川辺町第3こども園）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「指定管理者の指定について（川辺町第3こども園）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号「指定管理者の指定について（川辺町児童館）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「指定管理者の指定について（川辺町児童館）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号「町道の路線認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「町道の路線認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号「町道の路線変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「町道の路線変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「川辺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号「川辺町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「川辺町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48「地方公務員法の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号「川辺町個人情報保護法施行条例の制定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「川辺町個人情報保護法施行条例の制定」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号「川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号「川辺町印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「川辺町印鑑条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号「令和4年度川辺町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「令和4年度川辺町水道事業課事業会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号に対する採決をいたします。本請願は、起立採決といたします。念のため申し上げます。起立しないものは、否とみなします。この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」を採択することに賛成の方は、起立願います。

（少数起立あり）

◎議長（佐伯雄幸君） お座りください。起立少数、したがって、請願第1号「日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出に関する請願書」は、起立少数で不採択することに決定いたしました。

◎議長（佐伯雄幸君） 傍聴人に申し上げます。勝手に言わないでください。これ以上言いますと、直ちに退場させます。

◎議長（佐伯雄幸君） もう1回言ったら退場させます。

◎議長（佐伯雄幸君） 本定例会開催中に、町長から、報告第5号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」が、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、報告第5号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」を、追加日程第2として、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。御異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」と、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

◎議長（佐伯雄幸君） 追加日程第1 報告第5号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。基盤整備課長 渡邊明弘君。

◎基盤整備課長（渡邊明弘君） 報告第5号「専決処分の報告について」御説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年12月2日、別紙のとおり専決処分したので報告する。

次のページの、専決処分書でご説明をさせていただきます。本事案の概要は、令和4年10月26日、川辺町下川辺地内の、町道下川辺石神線から、町道頃元1号線に左折した乗用車が、陥没した舗装された道路を通行したことにより、左後輪タイヤのパンク及びホイールが損傷した事故につきまして、町はその損害の賠償額を次のとおり決定し和解する。和解及び損害賠償の相手方、損害賠償の額につきましては、専決処分書記載のとおりでございます。報告につきましては以上でございます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号は終了しました。

追加日程第2 議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第57条の規定により、本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。町長、佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 上程いたしました案件につき、全て可決、御承認いただきまして、誠にありがとうございました。

気になるコロナの第8波の現状でございますが、累計数が1700人を超えました。1万弱の町でございますので、17%を超えたという状況でございます。死者は3名ということで、我々も第8波の状況について、敏感になっておりますけれども、皆様方もどうか地域に帰られて、地域の皆様に注意を喚起いただければ幸いです。

ちょっとお知らせを4点ほど。

まず1点目は、今現在、下麻生で竹明かりアートを展示されております。夕方5時半から点灯されますので、遠見山の真下の古い公園で行われているようでございますが、どうか、一見していただければ幸いです。

2つ目は明日、12月17日土曜日の午後3時から、芸術劇場「しげちゃん一座」の芸術劇場が開催されます。当日券がまだ残っておりますので、感染対策は万全にしておりますので、どうぞお越しいただきますようお願いを申し上げます。

3つ目は1月4日、消防出初め式でございますが、10時から式典のみ行います。したがって、傍聴者、それから来賓の皆様は、なしということで関係者のみで行わせていただきます。

最後は1月8日、日曜日、20歳を祝う会、9時半から、中央公民館ホールで開催いたします。これにつきましても、御家族1名のみ、来賓なしということで計画をしております。「成人」という言葉が「20歳」という言葉に変わりましたが、我々の有望な青年たちでございます。拍手を送りたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、皆様の御審議に感謝を申し上げ、また、年末でございますので、どうかお体を大切にされますようお祈り申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(佐伯雄幸君) これをもちまして、令和4年第4回定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

(閉会 午前11時29分)